

「永久選挙人名簿」

近く選挙人調査を

住民 調査を併せ 実態 調査を併せ

調査にご協力を

永久選挙人名簿を調査するため
の選挙人の実態調査を六月二十日
全国一斉に行ないます。この
調査は、第四次選挙制度審議会の
答申に基づき、公職選挙法がこの
ほど改正されて、選挙人名簿をカ
ード式の永久選挙人名簿制度に改
める、きわめて重要な基礎調査で
す。

選挙人名簿の効力を永久化する
ことは、関係者の水年の懸案であ
った。今までは、毎年十二月二十
日に確定する基本選挙人名簿と、
選挙のたびに調整する補充選挙人
名簿では、毎年名簿を調査するた
めの経費や労力が多かりでな
く、最近における急激な人口移動
や、社会生活の複雑化の傾向は、記載
もれや、誤載、二重登録などの誤
りも起りやすかった。

選挙人名簿の追加登録を行なうこ
とにより、毎年作りなおす無駄が
はぶかれ、選挙人名簿調整が合理化
された。

実地調査は昭和四十一年六月二
十日現在において、市区町村の区
域内に住所を有する日本国民につ
いて、世帯ごとに行ないます。で
すが、選挙人名簿の登録資格者は
三月月の住所要件が必要ですが
から、昭和四十一年三月二十日以前
から向日町に居住し、昭和四十
一年十月一日までに生まれた人が該
当します。昭和四十一年三月二十
一日以後に転入された人も調査し
ますが、選挙人名簿には登録されま
せんので、選挙人名簿登録の申出
をしてください。申出をしておく
と、来年三月の調整期に登録されま
すから、三月二十一日以後の転入
者は特にご注意ください。

向日町では、いっせいで調査の際
住民実態はあく調査を併せて行な
い、来年度からスタートする住民
基本台帳の基礎資料とします。
調査する事からは……
▽現在住所
▽国籍
▽氏名
▽生年月日
▽向日町に住みはじめた年月日
▽健康保険の加入状況
▽年金の加入状況
▽住民登録の有無
……などが主なものです。
調査票は、隣組、自治会を通じ
て六月二十日までにご家庭にお届
けしますので、六月二十三日ごろ
までに、ご家族全員・同居者・住
み込みの使用人らをご記入してお
いでください。
調査票の回収は、調査員（役場
職員）が、六月二十三日から二十
九日ごろまでに訪問して集めます
この間に留守になるお宅は、調査
票を隣組、自治会の役員さんから、
役場総務課へお届けてください。

選挙が明るく、正しく行な
われるためには、選挙権行使
の前提となる選挙人名簿が適
正に調整されることが必要です。
永久選挙人名簿と住民の
実態をはあくする重要な基礎
調査にご協力ください。よろしくお
願いします。

向日町選挙管理委員長
下村 鶴 吉
向日町長 岡崎 庄 介

この調査に関するお問い合わせは
総務課（選挙管理委員会）へ。



発行所
向日町役場
京都府乙訓郡向日町
大字向日小字南山3
電話京都(92)3111-5
編集・向日町役場総務課

ぼくをお忘れなく



選挙資格を有する方だけでなく住民のみな
さんの実態を正しくはあくするためにも使用さ
れますので、世帯の全員を記入して下さい。